

平成 28 年 11 月 10 日

POPs 農薬の回収等について

全国農業協同組合連合会
肥料農薬部

1. 販売禁止にいたる経過

- (1) 平成 23 年 4 月にベンゾエピン（別名：エンドスルファン）を含む農薬については、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」において製造、使用等を原則禁止する物質に追加することが決定された。
- (2) 農林水産省は、平成 24 年 4 月 1 日に「農薬の販売の禁止を定める省令」に規定する物質に追加。
- (3) メーカーでは、それに先立つ平成 20 年をもって販売を中止している。

2. 回収状況

- (1) 平成 22 年 11 月よりメーカーが自社販売網を通じて回収を開始。
- (2) 平成 23 年 12 月に農林水産省が、農家等が保有しているベンゾエピンを含む農薬について、農協や農薬販売店等を回収の拠点としてメーカーによる回収を促進する仕組みを構築。
- (3) 全農は、農林水産省からの販売禁止農薬の回収の協力依頼に係る文書(平成 23 年 12 月 13 日付)を受け、JA グループとして回収に協力。
- (4) 農家から JA および農薬販売店に回収された農薬は、メーカーが回収し処理を実施している。

3. 添付資料

- (1) ベンゾエピン（エンドスルファン）に関する情報（農林水産省資料）
- (2) 全農宛農林水産省文書(平成 23 年 12 月 13 日付)および回収フロー図
- (3) メーカーちらし
- (4) 全農ちらし

以 上

ベンゾエピン（エンドスルファン）に関する情報

1. 有効成分の名称

ベンゾエピン(エンドスルファン)

2. 農薬の種類

有機塩素系殺虫剤

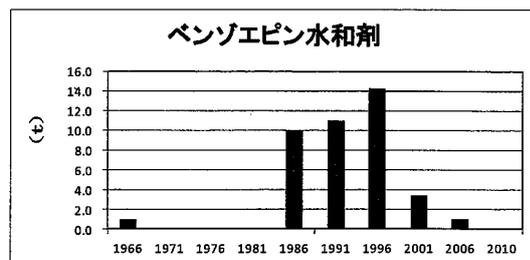
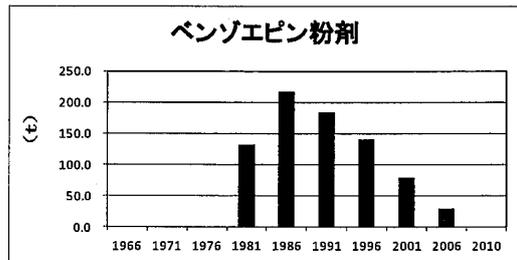
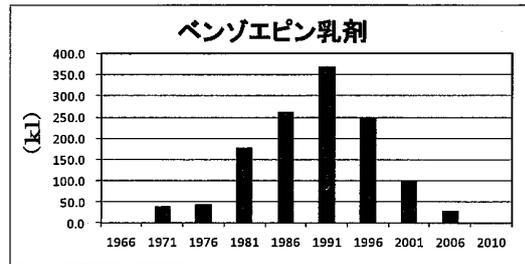
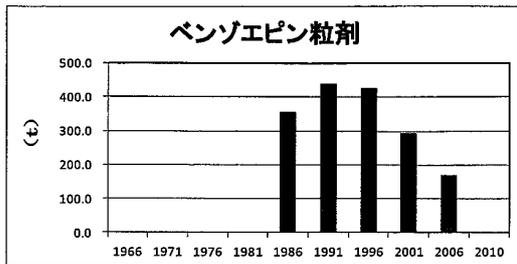
3. 商品の詳細情報

農薬の種類	農薬の名称	登録番号	登録日	失効日
ベンゾエピン 水和剤	チオダン水和剤	4465	昭和35年12月3日	昭和50年12月3日
		5457	昭和37年12月17日	昭和40年12月17日
	マリックス水和剤	14296	昭和55年5月20日	平成13年5月20日
	兼商マリックス水和剤	16036	昭和60年4月2日	平成21年4月2日
ベンゾエピン 乳剤	チオダン乳剤	4464	昭和35年12月3日	昭和50年12月3日
		5458	昭和37年12月17日	昭和40年12月17日
	チオダン乳剤35	12349	昭和47年5月4日	昭和59年6月17日
	ヘキスト・チオダン乳剤	15760	昭和59年5月9日	平成4年3月31日
	ヘキストチオダン乳剤	17893	平成3年8月16日	平成15年8月16日
	マリックス乳剤	8296	昭和42年6月1日	平成4年3月24日
17894		平成3年8月16日	平成21年8月16日	
ベンゾエピン・DDVP 乳剤	マリックスD乳剤	12889	昭和48年3月15日	昭和52年11月28日
	マックード乳剤	13827	昭和52年11月28日	平成7年11月28日
ベンゾエピン・NAC乳 剤	チオポン乳剤	12225	昭和45年3月26日	昭和54年3月26日
	チオポン粉剤	12228	昭和45年3月26日	昭和54年3月26日
ベンゾエピン 粒剤	マリックスベイト	14370	昭和55年9月29日	平成22年9月29日
	マリックス粒剤3	14369	昭和55年9月29日	平成22年9月29日
ダイアジノン・ベンゾエ ピン粒剤	ラズベン粒剤	17909	平成3年9月26日	平成15年9月26日
ベンゾエピン 粉剤	マリックス粉剤	11270	昭和45年12月19日	平成21年12月19日
	一農チオダン粉剤3	12203	昭和44年8月20日	昭和59年6月13日
	ヘキストチオダン粉剤	15759	昭和59年5月9日	平成11年5月9日

4. ベンゾエピン（エンドスルファン）を含む主な農薬の国内出荷量

平成3年頃に出荷量がピークとなっており、その後漸次減少。

平成21農薬年度以降の出荷実績はない。



(単位: t・kl)

農薬年度	農薬名	ベンゾエピン粉剤	ベンゾエピン粒剤	ベンゾエピン乳剤	ベンゾエピン水和剤
1966(S41)		-	-	-	1.0
1971(S46)		-	-	38.0	-
1976(S51)		-	-	45.0	-
1981(S56)		132.0	-	178.0	-
1986(S61)		217.0	355.0	263.0	10.0
1991(H3)		183.0	440.0	369.0	11.0
1996(H8)		140.8	428.4	248.4	14.3
2001(H13)		79.5	294.6	101.9	3.5
2002(H14)		65.7	256.7	78.8	3.5
2003(H15)		29.5	153.9	34.1	0.8
2004(H16)		32.1	165.6	34.3	0.6
2005(H17)		33.0	175.3	34.2	1.1
2006(H18)		29.9	169.4	29.1	1.0
2007(H19)		25.6	165.7	28.2	0.0
2008(H20)		32.2	194.0	29.8	0.0
2009(H21)		-	-	-	-
2010(H22)		-	-	-	-

農薬年度: 前年10月~当該年9月

「-」: 出荷実績なし

5. 販売禁止にした日

平成24年4月1日に「農薬の販売の禁止を定める省令」に規定する物質に追加。

6. 販売禁止に至る経緯

平成23年4月に、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(POPs条約)において、農薬用途に関連するエンドスルファンが本条約の規制対象物質に指定された。それに伴い、国内担保措置として、農薬の販売の禁止を定める省令に規定する物質に追加し、その販売及び使用を禁止した。

7. 回収の状況

平成22年11月より、農薬メーカーが自社販売網を通じて回収を開始。平成23年12月に、農林水産省は、農家等が保有しているベンゾエピン(エンドスルファン)を含む農薬について、農協や農薬販売店等を回収の拠点として、農薬メーカーによる回収を促進する仕組みを構築。現在、回収を進めている。



23消安第4597号
平成23年12月13日

全国農業協同組合連合会肥料農薬部長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

販売禁止農薬等の回収について

農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第9条第2項の規定によりその販売が禁止されている農薬（以下「販売禁止農薬」という。）については、法第11条の規定に基づきその使用も禁止されています。

ケルセン又はジコホールを含む農薬は、農薬の販売の禁止を定める省令（平成15年農林水産省令第11号。以下「省令」という。）の改正により、平成22年3月31日に販売禁止農薬に追加されましたが、その後、平成22年4月及び平成23年9月に当該農薬を誤って使用した事例が報告されています。一部の都道府県において、このことを受けて平成22年に農家等に対して改めて注意喚起を行い、当該農薬の回収を進めた結果、平成17年から21年にかけて全国から回収された量に匹敵する量の農薬が回収されています。

また、ベンゾエピン（別名：エンドスルファン）を含む農薬については、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」において製造、使用等を原則禁止する物質に追加することが決定されたことから、平成23年度末には販売禁止農薬に追加するよう省令の改正を行うことを予定しています。当該農薬が販売禁止農薬に追加された後に誤って使用されることを未然に防止するためには、事前に農家等に保有されている当該農薬の回収を進めていくことが望まれます。

については、ケルセン又はジコホールを含む農薬及びベンゾエピン又はエンドスルファンを含む農薬について、農家等の使用者に対して下記の事項が周知されるようご協力をお願いします。なお、ダウ・ケミカル日本株式会社及びアグロ カネショウ株式会社は、送料着払いにて回収を受け付けることとしているので、貴傘下の関係団体等に対し、農家等の農薬使用者からこれらの農薬の返品の要望のあった場合には、とりまとめ、発送等のご協力をいただけるよう、よろしくお取りはからい願います。

記

1. ケルセン又はジコホールを含む農薬について

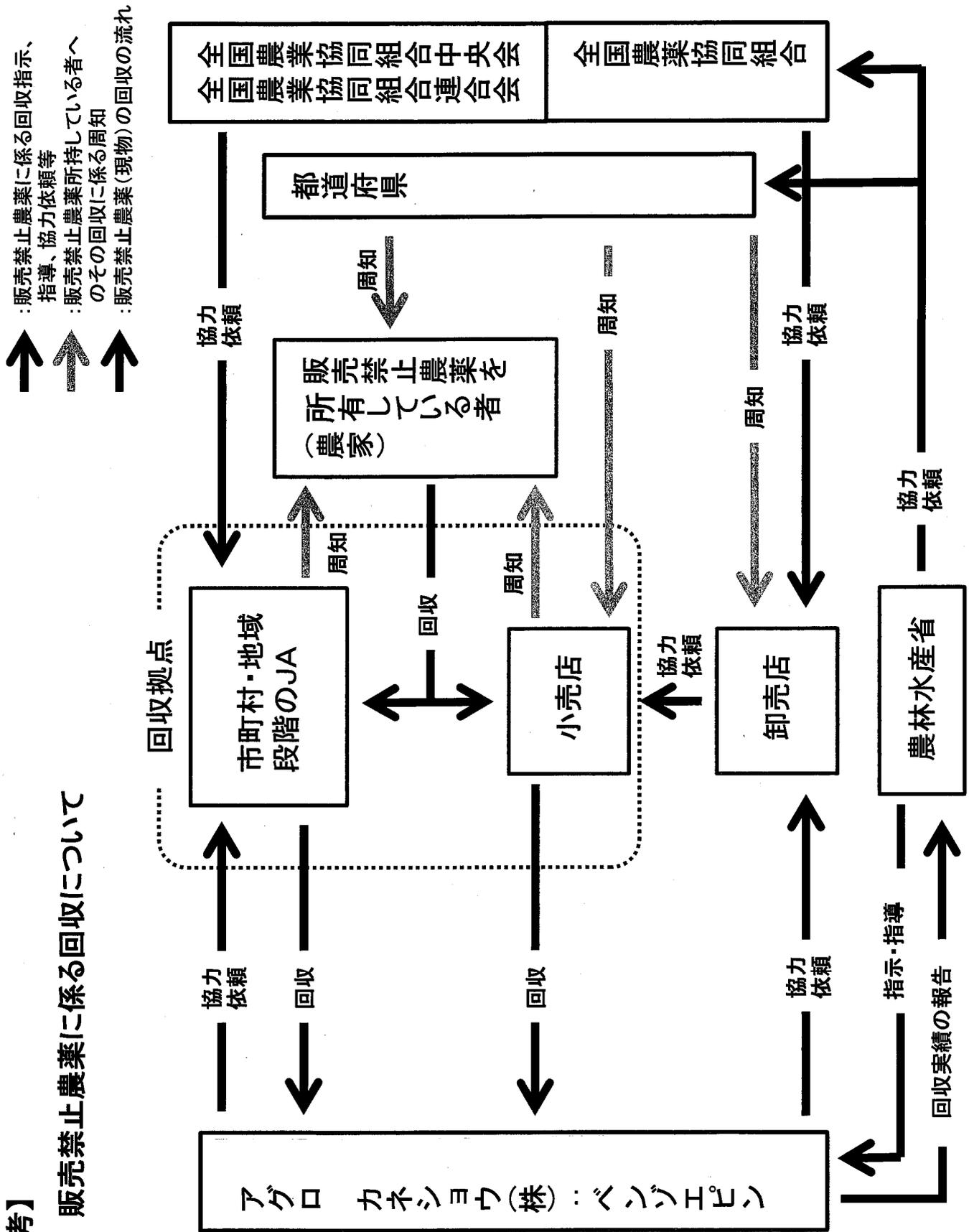
- (1) ケルセン又はジコホールを含む農薬（別紙1）は販売禁止農薬であり、法第11条の規定に基づき、その使用も禁止されていること。
- (2) 当該農薬については、ダウ・ケミカル日本株式会社が法第9条第4項の規定に基づき回収を行っていること。
- (3) ダウ・ケミカル日本株式会社による回収は、当該農薬を購入した販売店又は最寄りの農業協同組合においてまとめて受け付けること

2. ベンゾエピン又はエンドスルファンを含む農薬について

- (1) ベンゾエピン又はエンドスルファンを含む農薬（別紙2）は、今後、販売禁止農薬に追加される予定であり、それ以降は使用が禁じられることとなること。
- (2) 当該農薬については、販売禁止農薬に追加後、法第9条第4項の規定に基づく回収を行う必要があることから、事前にアグロ カネショウ株式会社が自主回収を開始していること
- (3) アグロ カネショウ株式会社による回収は、当該農薬を購入した販売店又は最寄りの農業協同組合においてまとめて受け付けること

【参考】

販売禁止農薬に係る回収について



平成 23 年 12 月 吉日

お得意様 各位

アグロカネショウ株式会社

マリックス（ベンゾエピン）剤回収ご協力のおねがい

拝啓 時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて 弊社マリックス剤は、他剤で防除の困難な害虫に効果の高い害虫防除剤として農家の皆様にご愛用いただいておりますが、諸事情により平成 20 年をもって販売を終了いたしました。登録の失効と有効期限の終了（平成 22 年 10 月）に伴い、平成 22 年に現地在庫の回収を行いました。その際には流通関係各位に多大なご協力を賜り、ここに改めてお礼申し上げます。

このたび、マリックス剤の有効成分であるベンゾエピン（エンドスルファン）がストックホルム条約締約国会議において残留性有機汚染物質のリストに掲載されることとなりましたため、国内においても販売（使用）禁止農薬に指定が予定されております（平成 24 年 3 月）。販売（使用）禁止農薬指定後に農家の皆様がマリックス剤を使用すると農薬取締法に抵触し、罰則を受けるおそれがあります。

弊社といたしましては、農家の皆様がお手持ちのマリックス剤を誤って使用することのないよう、改めて使用残りを含む農家在庫の回収を行うことといたしました。流通関係各位には再度のお願いとなり、たいへん恐縮いたしますが、製品回収にご協力くださいますようお願い申し上げます。

回収に関する要領につきましては、別紙にてご案内申し上げます。

諸事情お汲み取りいただき、ご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。

敬具

本件に関するお問合せ先 アグロカネショウ株式会社 技術普及部 Tel 04-2944-1117

殺虫剤マリックス剤回収のご案内
(ベンゾエピン)

マリックス剤は使用禁止農薬に
(ベンゾエピン)
なります(2012年3月予定)。



使用すれば農薬取締法違反です！

下記製品の回収を行っています。万一、回収対象製品をお持ちの場合は、お買い求めの販売店または最寄の農協までお持ちください。

回収対象製品

マリックス水和剤	マリックス乳剤
マリックス粉剤	マリックス粒剤3
マリックスベイト	マック-D乳剤
チオダン水和剤	チオダン乳剤
チオダン粉剤	チオポン乳剤
チオポン粉剤	

【送り先】〒359-0024 埼玉県所沢市下安松852
アグロ カネショウ株式会社 所沢事業所 製造業務課 宛
TEL 04-2003-7010

※使用残り品は、ビニール袋等に入れるなど安全なお取り扱いをお願いいたします。

【お問い合わせ先】アグロ カネショウ株式会社 技術普及部 TEL 04-2944-1117

アグロ カネショウ株式会社

生産者のみなさんへ

使用禁止農薬を回収いたします。

「マリックス」や「ケルセン」などの農薬をお持ちではありませんか？
納屋などに残っていませんか？

「マリックス」「ケルセン」などは使用禁止農薬となっており、使用する
ことはできません。使用すると農薬取締法違反となります※。

(※マリックスは平成24年3月指定予定)

今回、以下の農薬について一斉に回収を行いますので、お持ちのもの
がありましたら、買い求めた小売店あるいはJAにお持ちください。

回収対象品

(1) ベンゾエピン剤

マリックス水和剤 マリックス乳剤 マリックス粉剤 マリックス粒剤

マリックスペースト マリックスD乳剤

チオタン水和剤 チオタン乳剤 チオタン粉剤

チオホン乳剤 チオホン粉剤

(2) ケルセン剤

ケルセン乳剤40 ケルセン水和剤33 ケルセン粉剤

ダブル乳剤

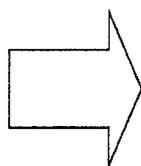
★お持ちの農薬が回収の対象となるかなど、不明な点は

お買い求めた小売店またはJAへお問い合わせください。

★安全のため、農薬はビニール袋などにいれてお持ち込みください。



農家で回収対象品の確認



購入の小売店またはJAへ持ち込む